

いじめ初期対応マニュアル～ダイジェスト～

いじめ問題を早期に解決するためには、学校における初期対応が重要です。
初期対応で重要なポイントとは・・・

ポイント1

いじめ？ 「思いに寄り添い受け止める」

いじめかな？と思ったら、まずその子にかかわって、しっかり受け止める。

ポイント2

チームで！ 「学年・学校の課題としてとらえる」

いじめではないかととらえた時点で一人で抱え込まず、周囲に相談する。

ポイント3

事実確認 「情報収集や事実確認を十分に行う」

子どもたち一人ひとりと話し、事実を正確に確認する。

ポイント4

方針立案 「指導方針が学校で共有されている」

事実確認ができればチームで共有し、それをもとに指導方針を立案する。

ポイント5

保護者連絡 「状況や指導方針を保護者に説明する」

個人的解釈を交えず、経緯と事実を伝え、保護者の話はていねいに聴きとる。

初期対応としてどのようなことがポイントとなるかについて、具体的な指針を作成しました。



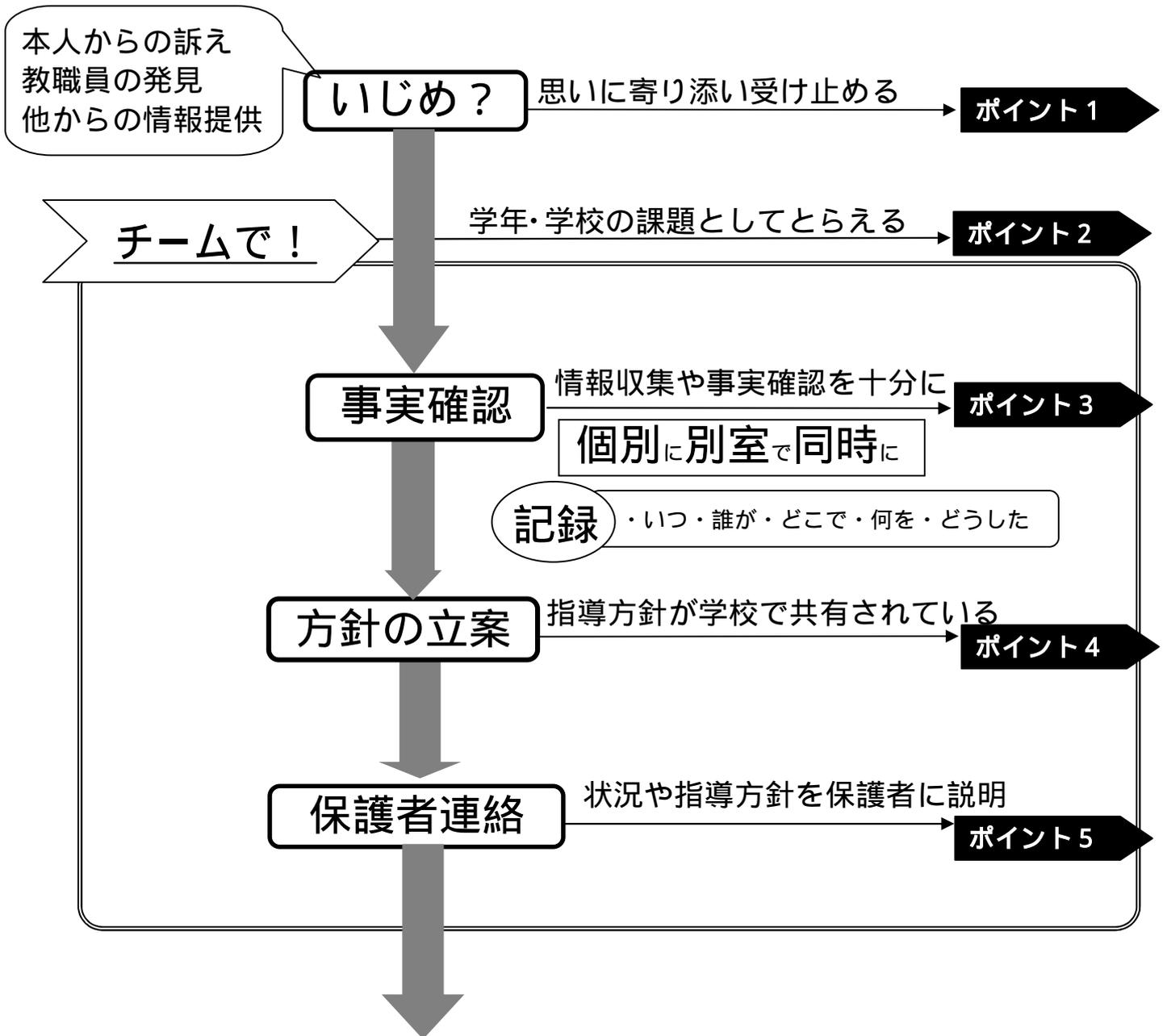
このいじめ初期対応マニュアル～ダイジェスト版～には本編があります。

<ダイジェスト版にはない本編の内容>

- ・ リーダーの役割
- ・ 事実確認シート様式
- ・ 観察のポイント
- ・ 研修資料「山田先生の いじめ初期対応」
「いたずらを発見した佐藤先生の日」
「いじめかな？と思ったら」
- ・ 参考資料 リンク集

学校が「いじめではないか」ととらえたときに、次のような手順で対応することが考えられます。特に重要となる **ポイント** については次頁以降に示しています。

いじめ初期対応のながれ



今後の指導方針の確認 翌日へ



ポイント1 いじめ？

児童・生徒の不安、保護者の
思いに寄り添い受け止める

いじめかな？と思ったらまずその子に関わって、しっかり受け止める。

いじめを受けている児童・生徒本人からの訴えや、保護者からの訴えがあった場合は、十分に聞き取る。

不安やつらさをしっかりと受け止めることが、安心感や信頼感につながる。

いじめを受けている児童・生徒を「絶対に守る」こと、そのためには校内の先生方と一緒に対応することを伝える。

関係者がチームを作り、すぐに、いじめを受けている児童・生徒の心のケアをする。

ポイント3 事実確認

情報収集や事実確認を十分に行う

チームで事実確認の方法と役割分担を確認して行う。

<事実確認において留意すること>

- ・ 時間帯 聞き取りを行うのは原則として学習権を侵害しない時間帯に（休み時間・放課後など）
- ・ 場所 目立たない場所で
- ・ 加害・被害ともに事実をしっかり聞く
- ・ 必ず記録する

ポイント4 方針立案

指導方針が学校で共有されている

立案にあたって、次のことに留意する。

<被害児童・生徒>

- ・ 本人の安全確保、心のケアと継続的な見守り
- ・ 本人や保護者とのこまめな情報交換

<加害児童・生徒>

- ・ その行為は人権侵害であるという毅然とした指導
- ・ 本人が抱える思い、問題行動の背景や要因を探る
- ・ 保護者へのこまめな連絡により家庭と学校の指導の連携を図る

このできごとを通して、教育として「子どもたちに何を学ばせたいか」。

ポイント2 チームで！

起きている問題を
学年・学校の課題としてとらえる

「まずは伝えること！」

いじめではないかととらえた時点で一人で抱え込まず、周囲に相談する。

日頃からのチームをもとに、事案に応じて関係者がチームを作る。

（例：担任、学年、児童指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）

<チームのメリット>

- ・ 多様な情報が得られる
- ・ いろいろな視点から物事を分析できる
- ・ 構成メンバーの持ち味が活かせる

中心的な役割（リーダー）を決める。

聞き取りの留意点！

一度目の聞き取り
一度目の聞き取りを、時間を決め分担して個別に別室で同時に実施
（リーダーは待機）

集約
決められた時間になったら、集まって、聞き取った内容をリーダーに報告
（このときに聞き取りを行っている児童・生徒はその場に待機させる）

再確認
食い違う点について再度聞き取る

ポイント5 保護者連絡

現在の状況や指導方針について説明

直接、保護者へ説明。家庭訪問。電話。
事実についての説明には、推測や個人的な解釈は交えない。

保護者の話はていねいに受け止め、安心感が持てる話し方をする。

随時経過を報告することを約束する。

学校だけでなく、家庭での指導について

「一緒に考えましょう」という姿勢で！

保護者との信頼関係づくりへつながる。

↓
今後の指導方針の確認 翌日へ

< 情報収集・事実確認の例 >

一度目の聞き取り

対象者氏名 Aさん		(加害者・ <u>被害者</u> ・目撃者) 該当に	
記録者 山田	聞き取り日時 月 日	13:00 ~ 13:10	場所 図書準備室
いつ	どこで	だれが	どんなことを
月 日 から	登校時 教室	Bさん Cさん Bさん Cさん	待ち合わせをしているが、先に行ってしまう。 話しかけても無視する。

対象者氏名 Bさん		(<u>加害者</u> ・被害者・目撃者) 該当に	
記録者 川上	聞き取り日時 月 日	13:00 ~ 13:10	場所 図工準備室
いつ	どこで	だれが	どんなことを
月×日	放課後	Aさん	何もしていない。

再確認

集約 時間を決めてリーダーに報告。このときに聞き取りを行っている児童・生徒はその場に待機させる

再確認 (下線は再度の聞き取りで得た内容を加筆)

対象者氏名 Aさん		(加害者・ <u>被害者</u> ・目撃者) 該当に	
記録者 山田	聞き取り日時 月 日	13:15 ~ 13:25	場所 図書準備室
いつ	どこで	だれが	どんなことを
月 日 から	登校時 教室	Bさん Cさん Bさん Cさん	待ち合わせをしているが、先に行ってしまう。 <u>話しかけても無視する。Cさんに話しかけるとBさんが連れて行ってしま</u> 加筆

対象者氏名 Bさん		(<u>加害者</u> ・被害者・目撃者) 該当に	
記録者 川上	聞き取り日時 月 日	13:15 ~ 13:25	場所 図工準備室
いつ	どこで	だれが	どんなことを
月×日	放課後	Aさん	家に帰ってからAさんから電話があり「やっぱり遊べない」と言われた。
月 日	登校時	自分	だからCさんに「Aさんとは話さないほうがいいよ。」と言い、登校時に離れて歩いた。 加筆

< 被害児童から訴えがあった場合の指導方針の例 >

被害児童・生徒	<ul style="list-style-type: none"> 被害児童・生徒の思いをていねいに聞き取る。「困っていること」を聞く。 被害児童・生徒の安全を守る見守り体制をつくる。
加害児童・生徒	<ul style="list-style-type: none"> 加害児童・生徒に対し、被害児童・生徒が「困っていること」(またはそう思われる可能性のあること)をすぐにやめるように指導する。 その行動をとった理由や気持ちを聞く。 加害児童・生徒のとった行動は絶対にすべきでないことを指導する。 「どうすべきだったか」という謝罪の気持ちをつくり、今後は「どうすればよいか」という前向きな姿勢をつくる。
周囲	<ul style="list-style-type: none"> これまでのいじめに関するアンケートをチェックし、本事案に関する記載やその他気になる記載について再確認する。
保護者	<ul style="list-style-type: none"> 被害及び加害児童・生徒の保護者への説明内容(客観的事実・指導方針・現状・家庭での支援の依頼)の確認 家庭訪問(又は電話)で保護者に説明